



2022年5月19日

各 位

会 社 名 西日本鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 林田 浩一
(コード番号 9031 東証プライム・福証)
問合せ先 広報・CS推進部広報課長 熊井 強
(TEL: 092-734-1217)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第182期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社子会社において特定信書便事業を開始したことにより、事業目的を追加し、あわせて号数の繰下げを行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものです。
 - ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (3) 監査等委員会の機能充実を図るため、監査等委員である取締役の員数の上限を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、鉄道および自動車による 運送事業を営むことを目的とする。 2 前項のほか、次の事業を兼営することが できる。 (1)～(7)〔省略〕 〔新 設〕 <u>(8)～(40)</u> 〔省略〕	(目的) 第2条 〔現行どおり〕 2 前項のほか、次の事業を兼営することが できる。 (1)～(7)〔現行どおり〕 <u>(8) 信書便事業</u> <u>(9)～(41)</u> 〔号数の繰下げ。内容は現行 どおり〕

3 前2項のほか、当会社の経営上必要に応じ他の事業に投資し、保証をなし、あるいは他会社の発起人となることができる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

[新 設]

(員数)

第21条 当社の取締役は、17名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

[新 設]

3 [現行どおり]

[削 る]

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(員数)

第21条 [現行どおり]

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(附則)

1. 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(予定)

以 上